

米韓原子力協力協定

【旧米韓原子力協力協定】

- 1972年11月24日に署名、1973年3月19日に発効(当初の存続期間は30年)
- 1974年5月15日に協定改定の署名がなされ、存続期間は41年に延長(2014年3月まで)
- 旧協定において、韓国が米国から移転された核物質の再処理、形状・内容の変更を行う場合には、保障措置が効果的に適用されることに
関する共同決定により、両当事国に受入れ可能とされる施設で行うべきとされている(協定第8条C項)
- 旧協定下で共同決定はなされていない(米国は再処理の同意を与えていない)

【新協定のポイント】

協定改定交渉の主要争点は、米国側は、米国原子力法に基づく核不拡散要件の導入、韓国側は、ウラン濃縮及びパイロプロセッシング(乾式再処理)に関して、米国が事前同意を付与するか否かであったが、現時点では、米国は事実上、当該同意を付与していない

- **貯蔵と再移転**：本協定下で移転されたプルトニウム、ウラン233及び高濃縮ウラン、移転された資機材の使用を通じて製造された特殊核分裂性物質は、両国の合意がある場合、貯蔵することが可能。両国は協定対象となる使用済燃料を両国が合意した第三国に再移転することが可能。合意議事録において使用済燃料の英仏への貯蔵及び再処理を目的とした再移転を規定。また、再処理後に取り出された核物質(プルトニウム)の返還についてはi)返還されたプルトニウムが協定に従うこと、ii)プルトニウムは両国が書面で合意した形態(例えばMOX燃料等)及び物理的防護措置に従うことが必要。
- **ウラン濃縮**：ハイレベル二国間委員会(HLBC)での合意により、合意議事録附属書IIIに記載の施設で協定対象核物質の20%未満の濃縮を行うことが可能。HLBCではウラン濃縮の技術的実現可能性、経済的実行可能性、効果的な保障措置及び適切な核物質防護措置の適用等、ウラン濃縮が核拡散リスクの重大な増加につながらないかを協議。
- **再処理、形状または内容の変更**：再処理、形状または内容の変更は、それらが行われる施設を含め両国の書面で合意した場合に行うことが可能(附属書I：DUPIC、照射後試験等、附属書II：パイロプロセッシング、附属書III：濃縮)
 - ✓ 附属書Iセクション1：(a)韓国原子力研究所(KAERI)の照射後試験施設、(b)KAERIの照射材料試験施設、(c)KAERIの先進使用済燃料調整工程施設、(d)KAERIのDUPIC燃料開発施設、(e)米国アイダホ国立研究所のホット燃料試験施設
 - ✓ 附属書Iセクション2：(a)KAERIの先進使用済燃料調整工程施設、(b)KAERIのDUPIC燃料開発施設、(c)米国アイダホ国立研究所のホット燃料試験施設
 - ✓ 附属書IIセクション1：使用済燃料の管理と処分に係る研究開発施設、記載なし
 - ✓ 附属書IIセクション2：使用済燃料の管理と処分に係る実証、製造施設、記載なし
 - ✓ 附属書III：濃縮に係る施設、記載なし
- **協定の有効期間**：有効期間は20年で、協定発効から17年後に両国は速やかに各々の目的の達成のために協定の有効性につき協議し、協定を5年間延長(一度のみ延長可)するか否かを決定